## 令和4年

# 波佐見町議会臨時会会議録

第3回

開会:令和 4年11月28日

閉会:令和 4年11月28日

波佐見町議会

## 令和4年第3回(11月)波佐見町議会臨時会 会期日程

日次	月日	曜	区分	内容
第 1 日	11月28日	月	本会議	開会 諸報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案審議
	(以下余白)			

## 令和4年第3回(11月)波佐見町議会臨時会会議録 目次

**第1日目**(11月28日)(月曜日)

日程第5

○開 ○議事	•	:	2
	日程第1	会議録署名議員の指名	2
	日程第2	会期の決定の件	2
	日程第3	提案要旨の説明	2
議	案審議(貿	<b>賃疑・討論・採決)</b>	
	日程第4	議案第 62 号	3

議案第63号......9

日程第6 議案第64号......11

日程第7 議案第65号......12

日程第8 議案第66号......15

○閉 会......17

## 第1日目(11月28日)(月曜日)

## 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 提案要旨の説明
- 第 4 議案第62号 令和4年度波佐見町一般会計補正予算 (第5号)
- 第 5 議案第63号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例
- 第 6 議案第64号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第65号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第66号 波佐見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例

## 第1日目(11月28日)(月曜日)

1.	出席議員
<b>.</b>	

1	番	前田	博司	2	番	濵本	秋人
3	番	澤田	昭則	4	番	岡 村	真由美
5	番	田添	有喜	6	番	岡村	達馬
7	番	福田	勝也	8	番	城後	光
9	番	横山	聖代	1 0	番	三石	孝
1 1	番	北村	清美	1 2	番	脇坂	正孝
1 3	番	尾上	和孝	1 4	番	百武	辰美

## 2. 欠席議員

なし

## 3. 遅参議員

8 番 城後 光

## 4. 議会事務局職員出席者

議会事務局局長	林 田	孝 行	書	記	筒	晴 香
5 説明のため出	度した者					

5. 説明のため出	席した者				
町 長	前川	芳 徳	総務課長	福 田	博 治
企画財政課長	辻 川	尚 徳	商工観光課長	澤田	健 一
庁舎建設推進室長	大 橋	秀一	税務課長	Щ П	博 道
住民福祉課長	井関	昌 男	農林課長兼	古賀	真 悟
建設課建設管理班係長	坂 本	昌 俊	水道課長	中村	和彦
長寿支援課長	松 添	博	子ども・健康保険課長	石 橋	万里子
会計管理者 兼会計課長	宮 田	和 子	教 育 長	森田	法 幸
教育次長兼 給食センター所長	朝長	哲 也	総務課課長補佐	太田	誠 也
企画財政課 財政管財班係長	鶴 田	秀 幸			

#### 午前 10 時 開 会

#### 〇議長(百武辰美君)

みなさん御起立をお願いいたします。おはようございます。

ただいまから令和4年第3回波佐見町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付のとおりです。

これから議事に入ります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

#### 〇議長(百武辰美君)

日程第1.会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、9番横山聖代議員、10番三石孝議員を指名 します。

## 日程第2 会期の決定の件

### 〇議長(百武辰美君)

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### 〇議長(百武辰美君)

異議なしと認めます。したがって会期は本日1日間と決定しました。

#### 日程第3 提案要旨の説明

#### 〇議長(百武辰美君)

日程第3. 提案要旨の説明を求めます。町長。

#### 〇町長(前川芳徳君)

本日ここに令和4年第3回波佐見町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御 多忙のところ、御健勝にて御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

秋も深まり早いもので、あとひと月余りで新年を迎えようとしています。先の11月23日には開催しました波佐見町表彰式においては、徳行3名、社会福祉功労1名、地方自治功労1名、保健衛生功労2名、社会文化功労1名、優良団体4団体の皆様を表彰いたしました。

いずれの方々も、それぞれの分野で他の模範となり、町政の発展に献身的な御尽力をいただいていることに深甚なる敬意を表するものであり改めてお祝いを申し上げます。

また町内では来月上旬まで、あちこち陶器まつりとして様々なイベントが開催されており、町 内外から多くのお客様でにぎわいを見せていることは喜ばしい限りでございます。

一方で、新型コロナウイルスの状況でございますが、県内の陽性者の確認数は幾分増加傾向であり、第8波とインフルエンザの同時流行も懸念されているところで、今後も気を緩めることな

く、感染対策と経済活性化の両立を引き続き進める必要があると考えております。

またウクライナ情勢や、円安を起因とする燃料をはじめとする物価の高騰は私たちの生活を直撃しており、町内の各事業所の経営にも暗い影を落としております。

本臨時会におきましては、これら事業所に対する燃料費高騰に対する新規支援策及び新型コロナウイルス感染症に係る追加支援を実施するための補正予算のほか、国の人事院勧告に準じた給与改定並びに議員報酬、町長等の給与の改定を行いたく、関係条例の改正4件について提案しております。

それでは本臨時議会に提出いたしました議案の要旨について御説明をいたします。議案第62号令和4年度波佐見町一般会計補正予算第5号は、歳入歳出の予算総額に8,900万円を追加し、補正後の予算総額を115億9,200万円とするものです。

主なものは先ほども申しましたとおり、燃料費等高騰対策支援事業、保育施設等物価高高騰対 策副食費支援事業及び農業資材価格高騰対策緊急支援事業の新規追加、新型コロナウイルスに係 る子育て世帯応援給付金の増額に加え、国の人事院勧告に準じ、職員の給与改定及び議員町長等 の報酬等の改定などで、財源については新型コロナ対応地方創生臨時交付金などの国庫支出金と、 ふるさとづくり応援寄附金からの繰入金を主なものとしております。

議案第63号波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 は、現下の社会経済情勢等を踏まえ、特別職の職員の給与改定に準じて議員報酬を改正するもの です。

議案第64号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。先ほどの議案63号と同様に現下の社会経済情勢等を踏まえ、特別職の職員の給与改定に準じて、町長等の給与を改正するものです。

議案第65号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、国の人事院勧告に準じ、 一般職の給料表の改正及び勤勉手当の支給月数を改正するものです。

議案第66号波佐見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、会計年度任用職員の給与について、一般職の職員の給料表を適用していることから、先ほどの議案65号の改正に伴い所要の改正を行うものです。

提出した議案は以上であり、詳細については御審議の折に御説明いたしますので、何とぞ慎重 に御審議の上、適正なる決定を賜りますようお願いをいたします。

#### 日程第4 議案第62号

## 〇議長(百武辰美君)

日程第4. 議案第62号令和4年度波佐見町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。本案について内容説明を求めます。企画財政課長。

## 〇企画財政課長(辻川尚徳君)

それでは議案第62号令和4年度波佐見町一般会計補正予算(第5号)について説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが歳入歳出それぞれ8,900万円を追加し、総額を115億9,200万円とするものです。今回の補正は人事院勧告に伴う給与等の変更、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加に伴う物価等高騰対策として、町内事業者の燃料費等の上昇に対する支援、認定こども園・保育園の副食費支援、農業資材価格高騰対策緊急支援、その他町有林間伐木材の新庁舎利用に伴う製材委託料などについて所要額を計上しております。

7ページをお願いします。歳入について主なものを説明いたします。14款、2項、1目.総務 費国庫補助金は、物価等高騰対策支援事業に係るものとして、1節.総務管理費補助金を5,565 万3,000円増額しております。

8ページをお願いします。15款、2項、4目.農林水産業費県補助金は、農業資材等価格高騰対策緊急支援事業費として900万円を増額しております。

9ページをお願いします。18款、2項、2目. ふるさとづくり応援基金繰入金は、町燃料費等 高騰対策支援金に充てるため、2,250万円を増額しております。

7目. 森林環境譲与税基金繰入金は、間伐木材、製材委託料に充てるため、180万円を計上しております。

以上が歳入の主なものとなります。次に歳出について関係課より主なものを説明いたします。

〇議長(百武辰美君) 子ども・健康保険課長。

#### 〇子ども・健康保険課長(石橋万里子君)

子ども・健康保険課所管分について説明をいたします。17ページをお願いします。

3款、2項、1目. 児童福祉総務費に284万9,000円を追加しています。

主なものとして18節. 負担金補助及び交付金の保育施設等物価高騰対策副食費支援事業費補助金277万2,000円です。

保育所、認定こども園で提供される給食は、保育料や副食費として保護者負担で賄われています。物価高騰により食材費が高騰しており、園児の給食の質を落とさないよう、あるいは保護者の負担を上げないよう園に対して支援を行うものです。在園する園児1人あたり、月700円の6か月分を補助するものです。

3款、2項、4目.子育て世帯生活支援特別給付費に342万円を追加しています。8月の2号補正で、物価高騰対策として中学生までのお子さん1人あたり3万円の給付を予算化し2,000人分を計上していましたが、対象児童を見込み直したところ、さらに114人分が必要となりましたので補正をするものです。

以上で、子ども・健康保険課所管の説明を終わります。

## 〇議長(百武辰美君) 農林課長。

#### 〇農林課長(古賀真悟君)

それでは農林課所管分について説明をいたします。19ページをお願いいたします。6款、1項、3目. 農業振興費の18節. 負担金補助及び交付金1,080万円の増額でございますが、農業資材で

ある肥料等の価格高騰対策として、その使用料や肥料代の削減に取り組むために必要となる農業機械の導入に支援補助を行うものでございます。なお導入機械につきましては側条田植機6台、マニュアスプレッダー1台を予定しております。

次に20ページをお願いいたします。6款、2項、1目. 林業振興費の12節委託料180万円の増額でございますが、新庁舎で使用されるヒノキの羽目板と、杉の集成材について、波佐見町産材を使用するために、町有林から切り出した木材を製材と乾燥までの一次加工を行い、原材料として提供するためのものでございます。

なお提供する材の数量ですが、羽目板用のヒノキ板を3,500枚、集成材用の杉板を230枚として おります。

以上で農林課関係の説明を終わります。

〇議長(百武辰美君) 商工観光課長。

## 〇商工観光課長 (澤田健一君)

続きまして、商工観光課所管の説明を行います。21ページをお願いいたします。7款、1項、 2目主なものとして18節. 町燃料費と高騰対策支援金7,000万円を計上しております。

これは昨今の燃料費価格高騰を受け、町内に事業所を有する中小企業、小規模事業者等に広く 緊急的な支援を行うものです。

令和4年の6月から9月までの事業用経費のうち、電気代、ガス代、燃料代等の合計額の2分の1の10万円を上限に支援するものです。

今回は700事業者のマックスで10万円ということで、7,000万円を予算計上しているところです。 なお今回のこの分については農業者個人、法人は含まれません。

以上で議案第62号令和4年度一般会計補正予算(第5号)の説明を終わります。御審議のほど よろしくお願いいたします。

### 〇議長(百武辰美君)

これから質疑を行います。質疑はありませんか

3番澤田議員。

#### ○3番(澤田昭則君)

各課よりいろんな補正予算でこういう支援されるということで、大変大切なことだと思います けど、今回8,400万ほどの金額でありますが、これが1回きりで終わるのか、それとも年度内で 何回かに分けて行われるのか。

そのあたりの今後の取り組みとしてはどうお考えなのか、教えてください。

## 〇議長(百武辰美君) 企画財政課長。

#### 〇企画財政課長(辻川尚徳君)

今回の補正の支援策に関しては、この補正予算で計上した分で、一応終わりといいますか。1 回として考えております。

## 〇議長(百武辰美君) 3番 澤田議員。

## 〇3番(澤田昭則君)

かなり物価対策が長引くような、やっぱり世界的に状況が見られるようなので、多分1回きりでは終わらないと思うのですけども、今後もぜひ支援というのは大変大切だと思いますので、状況を見ながら判断をしていただきたいと思います。以上です。

〇議長(百武辰美君) 6番 岡村達馬議員。

## 〇6番(岡村達馬君)

8ページ15款、2項、4目.農業資材等高騰対策研究支援事業ですけども、緊急支援というふうになっていますので理解はできるのですけども、おおよそ大体何%ぐらい高騰すると、この県の支援事業等に該当するのですか。何か基準があるのでしょうか、お尋ねします。

〇議長(百武辰美君) 農林課長。

## 〇農林課長(古賀真悟君)

資材等がどれくらい高騰すればこの対策費になる、緊急資材高騰対策費になるのかという御質問だと思いますけども、明確にいくら上がったからというのはちょっと示されていない状況です。こちらの15款、2項、4目の県の補助金につきましては、19ページで説明いたしました6款、1項、3目の農業振興費のですね、農業資材高騰対策費の補助金ということで、2分の1の分を県から受け取ってございますけども、費用のほうがですねかなり上がってきました。

肥料それから電気、原油ですね、価格上がってきましたので、それをですね低減する機械を入れるということでの補助となっておりますので、機械導入に関する補助金の原資という格好になってまいります。

〇議長(百武辰美君) 12番 脇坂議員。

#### 〇12番(脇坂正孝君)

今の19ページの6款、農林水産業の1項、それから3目、18節の農林農業資材価格高騰対策緊急支援事業補助金でございますけども、ちょっと分かりにくいところがありましたので、再質問、質問をいたします。

まず農業資材とは先ほど田植機とかっておっしゃいましたが、農業資材とはどこまで言うのか、何を言うのか。ということと、それから支払い対象者がどんな個人、法人であるのか。そういったことで、まずはお願いをいたします。

〇議長(百武辰美君) 農林課長。

#### 〇農林課長(古賀真悟君)

19ページのですね6款、1項、3目の18節.負担金補助及び交付金のですね、農業資材価格高騰対策緊急支援事業の農業資材等はということでございますけど、一般的に農業資材といいますのは、農業の生産に係る全てのものとなってきますのでまず肥料。それから施設園芸等になりますと、その施設に係る部分とか、あと冷暖房が必要になれば暖房にかかる部分。電気であれば電

気もかかってきます。それから重油であればその重油という格好にもなってきます。

そういったもの全ての農業の生産に係る部分が、資材という格好になります。それと支払いについてということでございますけども、これはそれらを低減、それらかかる資材等のかかる部分の低減ですね。少なくしていくというような機械に対する補助でございますので、こちらを導入したいというようなことであれば認定農業者、法人、個人、問わず今回は対象になったものでございます。

### 〇議長(百武辰美君) 12番 脇坂議員。

#### 〇12番(脇坂正孝君)

この農業資材については今おっしゃったように、肥料とかハウスの材料ですね。それから重油、電気等こういったもので、ある程度そのあたりを含めたところで、そのものずばり助成されるものと私は思っておりましたけども、今の説明では例えばそういうのを、電気をとか油を節約するための新しい機械を購入することについて助成をすると、そういったことで間違いないですね。それからしますと例えば、先ほどの商工のほうの助成。これは恐らく700事業所で油とか、電気、そういったものについても10万円を限度にすると。助成をするということでございますけども、そこのところの統一性、こちらの一方の事業所のほうは助成しますよ。こちらはもう新しい機械を買わないと対象になりませんと、ちょっとこれでは何といいますか。平等性と申しますか、つり合いがとれないのではないかと、そういうふうに思うわけですけども。そこの例えばハウスとかで大きな大量に油を使うとか、あるいは電気を使うとか、そういったところまで拡大できないのでしょうか。ぜひそれを要望したいのですが。

それから肥料もたくさん使っているところ、もう前回の一般質問で同僚議員からですね2,000、3,000円1袋であがっているというふうな説明もあっているかと思いますけども、何百俵と使うようなところ、何十俵もですが、そういった高騰があっておりますので、そこあたりは何とかならないのでしょうか。

#### 〇議長(百武辰美君) 農林課長。

### 〇農林課長(古賀真悟君)

今回の補正予算につきましては、あくまでも機械の導入に対する補助でございまして、先ほど 言われました肥料高騰等の助成につきましては既にもう予算化をしておりまして、議決をいただ いております。すでにですね。

それと重油等につきましても支援をするようにいたしておりますので、それそちらについてももう予算化をするということで議決をいただいておりますので、もう既に農林関係のほうが逆にもう先にちょっともう予算化をしておりましたものですから、今回は機械のみという格好になります。

ですので、農林関係のほうがそういったところに、助成をしていないのではないかというところでございますけど、もう逆に既に予算化しておりますので早めにやったところでございます。

## 〇議長(百武辰美君) 12番 脇坂議員。

## 〇12番 (脇坂正孝君)

それは先に進まれたということであれば、いいことではあるのですけども、ただ私もまだつい 最近ですが、そのあたりの助成は受けてないというふうな声もつい最近聞いているのですよ。そ のあたりはどんなですか。

## 〇議長(百武辰美君) 農林課長。

#### 〇農林課長(古賀真悟君)

そちらにつきましてはですね肥料高騰対策でございますので、今回水稲の分の費用につきましては、昨年度にもう注文をされておりましたのですが、昨年度の価格で導入されていると思います。

今回かかった分が秋肥の分になりますので、麦ですね。麦の資材、栽培に必要な資材等を購入 された分については、資材高騰対策の補助の該当になるということで既にJAさんのほうからは、 通知が行っていると思います。

それJA以外からですね導入されている分につきましては、役場のほうに行っていただければ、 これが団体で申請するような格好になっておりますので、そういったことでどのような恰好にし ていくかということでまだこちらも検討しているところでございますので、やってまいります。

それから農業支援につきましては、来年の水稲の分については来年の申請になってまいりますので、年度が変わるということですね。5年度の予算で対応するようになっております。以上です。

#### 〇議長(百武辰美君) 13番尾上議員。

#### 〇13番(尾上和孝君)

すいません20ページをお願いいたします。

6款、2項、今回ですね1目のほうで林業振興費ということで、間伐材の製材の委託料ということで、先ほど課長のほうからヒノキ3,500枚、杉板が230枚ということで説明いただきました。町内産の材木を使うということは大変本当いいことじゃないかと思っております。しかしこの時点で今回の補正予算で組まれたということは、町内で育ったヒノキ、杉の木を使う場所が増えたのかどうか、そこあたりのお考えはどうだったのでしょうか。

#### 〇議長(百武辰美君) 農林課長。

#### 〇農林課長(古賀真悟君)

20ページの林業振興費の間伐材製材委託料でございますけども、これはあくまでも今回につきましては庁舎建設で使用する材を出すということで、森林環境譲与税を使ってやっているわけですけども、この森林環境譲与税が木材町内県産材を使ってくださいというPRも兼ねてやるということで、許可を得て使うことができるということですので、今回庁舎の見える部分に町産材のヒノキを使っていただいて、町民の皆さんの目にとめて、見ていただいてこんな立派な木が町内

にもあるのならぜひ今度家に使ってみようというような啓発をするという意味で今度やっておりますので、全てをこの補助を使ってやるということではございません。

ただし今やっているところがですね、まだこれ以上に出てきておりますけども、こちらは売買をいたしまして、どこかで使っていただくというようなことで、無駄のないようにやっているところでございます。以上です。

#### 〇議長(百武辰美君)

ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

#### 〇議長(百武辰美君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### 〇議長(百武辰美君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第62号令和4年度波佐見町一般会計補正予算(第5号)を採決します。本案は 原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

#### 〇議長(百武辰美君)

起立全員であります。したがって議案第62号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第63号

#### 〇議長(百武辰美君)

日程第5. 議案第63号波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。総務課長。

#### 〇総務課長(福田博治君)

それでは議案第63号について御説明します。タブレットのほうよろしいでしょうか。

#### 議案第63号

波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年11月28日提出。

提案理由でございますが、現下の社会経済情勢等を踏まえ、特別職の職員の給与改定に準じ所 要の改正を行うものでございます。

次ページ別紙をお願いします。改正内容についてでございますが、第1条、第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条、第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附則でございます。施行期日等です。

1、この条例は公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。ただし第2条の規定は、 令和5年4月1日から施行する。

次ページ説明資料をお願いいたします。

今回の改正は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に準じ、期末手当の支給月数を改正するものでございます。まず期末手当の改正でございますが、年間の支給月数3.25月分を3.30月(0.05月分増)するものでございます。改正の1条ですがこれ4年度分になります。

6月は既に支給済みでございますので、1.625月は変わりませんが、12月付を現行の1.625月から、1.675月に改正するものでございます。

改正条例第2項です。これは5年度分になりますが、改正前が1.675月を1.65月。12月月数を同じく1.65月に改めるものでございます。

実施時期について等について重複しますが、第1条については今年度分ということで、適用日を12月1日。そして改正条例第2条については令和5年度以降ということで、令和5年4月1日としております。

なお次ページ以降は新旧対照表となっておりますので、あわせて御確認をお願いいたします。 以上で議案第63号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

#### 〇議長(百武辰美君)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はありませんか。

8番 城後議員。

#### 〇8番(城後 光君)

説明資料でちょっと確認なのですけど、期末手当の改正、一行目の期末手当の改正の項目で、 5年度以降の改正前が1.675になっていますけども、1条では現行が1.625になっていますけど下 がるかたちになるのですか。

#### 〇議長(百武辰美君) 総務課長。

## 〇総務課長(福田博治君)

この期末手当の改正、ちょっと時系列的になると同じこの本則の第5条第2項を改正するというふうになります。同じように100分の162.5を100分の167.5に改正しますので、まずそれが生きるとなります。

したがってこの表の改正条項第2条については、改正前が1.675月になるというのはそういう 理由でございますので、そこを1.65につきまして、6月と12月期あわせて3.30というふうにする ものでございます。以上で終わります。

#### 〇議長(百武辰美君)

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

## 〇議長(百武辰美君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立〕

#### 〇議長(百武辰美君)

起立全員であります。

したがって議案第63号は原案のとおり可決されました。

## 日程第6 議案第64号

#### 〇議長(百武辰美君)

日程第6. 議案第64号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

総務課長。

#### 〇総務課長(福田博治君)

それでは議案第64号について説明いたします。

#### 議案第64号

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年11月28日提出。

提案理由でございますが、人事院による特別職の国家公務員の給与の改正に関する勧告に準じ、 特別職の職員の期末手当について所要の改正を行うものでございます。

次ページ、別紙をお願いいたします。

改正内容ですが、第1条 第2条第1項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。 第2条 第2条第1項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附則でございますが、施行期日等でございます。

この条例は公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、 令和5年4月1日から施行する。

次ページ、説明資料をお願いします。この改正についても先ほどの議案第64号と同様に、期末 手当の支給月数を改正するものです。支給内容についてですが、期末手当の改正として年間の支 給月数、3.25月分を3.30月(0.05月分増)とするものでございます。内容等については先ほどの 議案第64号と同じでございます。

次ページ以降は新旧対照表となっておりますので、あわせて御確認をお願いします。

以上で議案第65号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

#### 〇議長(百武辰美君)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

## 〇議長(百武辰美君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

## 〇議長(百武辰美君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号、町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

#### 〇議長(百武辰美君)

起立全員であります。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

## 日程第7 議案第65号

#### 〇議長(百武辰美君)

日程第7. 議案第65号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。 本案について内容説明を求めます。

総務課長。

#### 〇総務課長(福田博治君)

議案第65号について説明します。

#### 議案第65号

- 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。
- 一般職の職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年11月28日提出。

提案理由でございますが、人事院による国家公務員の給与の改正に関する勧告に準じ、一般職の職員の給与等について所要の改正を行うものでございます。

次ページ別紙をお願いいたします。まず改正内容でございますが、第1条一般職の職員の給与 に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条 第2項中「100分の95」を「100分の105」に改め、第3項中「100分の45」を「100分の50」に改める。別表1(第3条第1項関係)を次のように改める。ということでございます。 少し飛びまして6ページをお願いします。第2条 一般職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の105」を「100分の100」に改め、第3項中「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

附則でございます。施行期日第1条ですが、この条例は公布の日から施行する。ただし第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

- 2. 第1条の規定において第22条第2項及び第3項の改正規定による改正後の給与の条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。
  - 3. 第1条の規定による改正後の給与条例は令和4年12月1日から適用する。

次ページ説明資料をお願いいたします。7ページでございますが、今回の改正は国の人事院勧告に準じて行うもので、まず1つ本年度の給与の改定についてでございます。

1つ目として給料表、月例給でございますが、これは令和4年4月から改定を行います。まず 内容とすれば、一般職の初任給を高卒では4,000円、大卒では3,000円引き上げるものでございま す。次に給与の改定として幅でございますが、1級については1.7%、2級については、1.1%、 3級については0.2%、4級5級は0.0%、6級以上は改定なしということになっております。

次に手当でございますが、今回は全体では4.30月を4.40月、0.1月の増となりますが、今回は勤勉手当を増といたします。そこでその下の表でございますが、改正条例第1条ですが、勤勉手当6月期は0.95月で支給済みでございます。よって現行の0.95月を0.1月増やすということで1.05月、再任用職員については0.5月分ということでいたします。期末手当は先ほど言ったとおり改定はございません。

改正条例第2条でございますが、5年度以降となります。同じく勤勉手当でございますが1.0。 そして1.0ということでそれぞれ改正を行うものでございます。支給、失礼しました。2の実績 等については先ほど申したとおり、給料表については本年の4月1日。勤勉手当については12月 1日から5年度以降については令和5年4月1日ということになっております。

次ページ以降は新旧対照表となり、それぞれ給料表の対照表を載せております。あわせて御確認をお願いします。

以上で議案第65号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

#### 〇議長(百武辰美君)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番城後議員。

#### 〇8番(城後 光君)

説明資料をお願いします。給与改定の給与表についてなのですけども、改定の幅が1級から3級までは上昇する。4級、5級、6級が実質的な給与改定はないのではないかなと見るのですけども、当然人事院勧告に基づいたものとは思うのですけども、民間でも来年度では給与改定が。物価が高騰していますので、上昇する方向で春の労働環境団体と、経済団体とで、協議されている方向で今進んでいます。

民間企業も物価上昇していますので。そういう中で当然人事院勧告としてこういうかたちで、 初任給から3級までで、価格上昇がふさわしいということで、こうなっていると思うのですけど も、全体的に給与を上げるっていう考え方はないのですか。

#### 〇議長(百武辰美君) 総務課長。

#### 〇総務課長(福田博治君)

はい。私ども地方公務員は、一定の労働争議が制限されておりますので、その代替措置として この国の人事院勧告という制度が設けられております。

かつ小さい団体、私たちみたいなこの波佐見町においては、人事委員会もございませんので、 国、県の人事委員会が発するこの勧告の内容に準じて、これまで給与の改定を行ってきたところ でございます。

今回の給与の改定については民間との格差を、人事院が調べて較差を埋めるというのが1つ。 あと若年層の給与の改善を行うという趣旨で、1級から4級5級までが行われたところでござい ます。

そこで全体の引上げがどうかということでございますが、前段申したとおり、私たちはどうしてもやはり自ら給与を決めるというのがですね、なかなかこう調査をやるとかいうのに乏しいところがございますので、これまでどおり国の人事院勧告に準じて行っていくのが適正ではないだろうかということで考えております。

なお、次年度においてそういった格差が生じれば、当然国の人事院もそれなりの勧告をしてい ただけるものと期待をしながら動向を注視したいと考えております。

#### 〇議長(百武辰美君) 12番 脇坂議員。

#### 〇12番(脇坂正孝君)

人事院勧告の実施にあたっては、国とか県では所要額を説明があっておりますけども本町の場合は試算されていますか。どのくらいなりますでしょうか。

#### 〇議長(百武辰美君) 総務課長。

## 〇総務課長(福田博治君)

先ほど申したとおり私どもで民間さんとの給与の差を調べるというのは、基本的に今日、大変 厳しいものがあると思っております。そこで県の人事院の勧告を見て、その差ですね。

県によると民間給与との差が、900円前後あるということでございますので、これを行政職に あてて、給与体系を見直すということをされているようでございます。あわせて期末手当も調べ てそのあたりの差額を引き続きするということで勧告があっております。

それに加えて先ほど言ったとおり、若年層に手厚くして公務員離れを避けたいという思いもあるのかなというふうに思っておりますので、今までどおり、それら人事勧告に準じて、今回の給与の改定をお願いすることでございます。

#### 〇議長(百武辰美君) 12番 脇坂議員。

## 〇12番 (脇坂正孝君)

私がお尋ねしたかったのは、所要額がどのぐらいかと。この実施するにあたって。そういうことです。

#### 〇議長(百武辰美君) 総務課長。

#### 〇12番(脇坂正孝君)

ちょっと戻りますが予算書を開いていただくと最後に、給与表の表がございますのでそれが、 その内容にございます。恐れ入りますが、補足資料として予算をもう一度開いていただければ、 予算書の32ページのほうに今回の給振の明細がのっているところでございますので31ページが 全体、32ページが特に手当の内容でございますので、そのあたりを確認していただければという ふうに思います。

## 〇議長(百武辰美君)

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### 〇議長(百武辰美君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

## 〇議長(百武辰美君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本 案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「替成者起立〕

## 〇議長(百武辰美君)

起立全員であります。したがって議案第65号は原案のとおり可決されました。

### 日程第8 議案第66号

#### 〇議長(百武辰美君)

日程第8. 議案第66号波佐見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

総務課長。

## 〇総務課長(福田博治君)

それでは議案第66号の説明を行います。

## 議案第66号

波佐見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。 波佐見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。 令和4年11月28日提出。

提案理由でございますが、人事院勧告に伴う一般職員の給与等の改正に関連して、会計年度任 用職員の給与等について所要の措置を定めるものでございます。

次ページ別紙をお願いいたします。改正内容でございますが、本則の附則に次の1条を加える ものでございます。経過措置でございます。

第11条 令和4年11月30日までの間、第3条これは本則になりますが、第3条の規定に関わらず、フルタイム会計年度任用職員の給与月額は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、先ほど可決していただいた部分でございますが、第1条の規定による改正前の給与条例第3条に規定する給与法の規定及び技能労務職員の給与の種類及び基準に関する規則の一部を改正する規則に規定する改正前の技能労務職員の給与の種類及び基準に関する規則第2条に規定する、技能労務給料表の規定の例による。

この場合における第14条第5項これは短時間の会計年度、パートタイムでございますが、会計 年度任用職員の規定の適用については、同項中第3条から第5条までとあるのは第4条中、第4 条、第5条及び附則。第11条この附則のことでございますが、とするものでございます。

ちょっと分かりづらいのですが、この附則は会計年度任用職員の給与は、一般職の職員の給料 法を引用していますが、この給料法は先ほどの議案第65号で改正をいただきました。また給料表 の改正が4月1日からと遡及のうえ適用されますが、会計年度任用職員は人事院の通知で遡及し ない旨とされておりますので、今月までは改正前の給料法を適用することを定めているものでご ざいます。

繰り返しになりますが、なおこの場合における第14条第5項の規定はパートタイム職員の規定 でありますが、同様に一般職の給料法を適用していますので、例外規定として改正前を適用する 読替え条項をつけているものでございます。

次ページは新旧対照表になりますので、あわせて御確認をお願いします。以上で議案第66号の 説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

## 〇議長(百武辰美君)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

## 〇議長(百武辰美君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第66号波佐見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

## 〇議長(百武辰美君)

起立全員であります。したがって議案第66号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。これで本日の会議を閉じます。

令和4年第3回波佐見町議会臨時会を閉会します。御起立をお願いいたします。お疲れさまで ございました。

午前 10 時 55 分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員